

(参考) 人材開発支援助成金の各コース概要

コース名	助成目的	業種・規模・対象者	助成内容	主な助成率・助成額 ※()内は中小企業以外
特定訓練コース	労働生産性の向上に資するなど、訓練効果が <u>高い訓練</u> を実施した場合に高い助成率・助成額で助成金を支給することにより、 <u>職業能力開発を促進</u> する。	業 種： <u>限定なし</u> 規 模： <u>中小企業、中小企業以外、事業主団体等</u> 対象者： <u>正社員労働者</u>	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 に係る訓練を行った場合に <u>訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成</u> 。	OFF-JT 経費助成： <u>45 (30) %</u> 賃金助成： <u>760 (380) 円/時・人</u> OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成： <u>665 (380) 円/時・人</u>
一般訓練コース	他のコースに該当しない訓練について、幅広く助成金を支給することにより、 <u>中小企業における企業内の人材育成を促進</u> する。	業 種： <u>限定なし</u> 規 模： <u>中小企業、事業主団体等</u> 対象者： <u>正社員労働者</u>	職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための訓練を行った場合に、 <u>訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成</u> 。	OFF-JT 経費助成： <u>30%</u> 賃金助成： <u>380円/時・人</u>
教育訓練休暇付与コース	有給の教育訓練休暇制度を導入・実施した中小企業に対して助成金を支給することにより、 <u>労働者の自発的な職業能力開発の機会確保を促進</u> する。	業 種： <u>限定なし</u> 規 模： <u>中小企業</u> 対象者： <u>正社員労働者</u>	有給の教育訓練休暇制度を導入し、3年間の間に以下の両方の要件を満たした場合に <u>定額支給</u> ①企業規模に応じた最低人数がそれぞれ5日以上の休暇 ②1年ごとの期間内に1人以上が休暇を取得	<u>定額助成：30万円</u>
特別育成訓練コース (旧キャリアアップ助成金 人材育成コース)	非正規雇用労働者に職業訓練を実施した場合に助成金を支給することにより、 <u>正規雇用労働者等への転換、又は処遇の改善</u> を図る。	業 種： <u>限定なし</u> 規 模： <u>中小企業、中小企業以外</u> 対象者： <u>非正規雇用労働者</u>	・一般職業訓練 (OFF-JTのみ) ・有期実習型訓練 (3~6カ月のOFF-JT+OJT) ・中小企業等担い手育成訓練 (最長3年のOFF-JT+OJT) に係る訓練を行った場合に <u>訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成</u> 。	OFF-JT 経費助成： <u>10万円~50万円/人</u> <u>(7万円~30万円/人)</u> 賃金助成： <u>760 (475) 円/時・人</u> OJT 実施助成： <u>760 (665) 円/時・人</u>
建設労働者認定訓練 コース (旧建設労働者確保育成助成金)	能開法に規定する認定職業訓練又は指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成金を支給することにより、 <u>建設業における若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上</u> を図る。	業 種： <u>建設業</u> 規 模： <u>中小企業、中小事業主団体</u> 対象者： <u>限定なし</u>	能開法に規定する認定職業訓練又は指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に <u>訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成</u> 。	経費助成： <u>補助対象経費の16.7%</u> 賃金助成： <u>4,750円/日</u>
建設労働者技能実習 コース (旧建設労働者確保育成助成金)	キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成金を支給することにより、 <u>建設業における若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上</u> を図る。	業 種： <u>建設業</u> 規 模： <u>中小企業、中小事業主団体(女性を対象に技能実習を実施する場合は、中小以外も可)</u> 対象者： <u>限定なし</u>	・安衛法による教習、技能講習、特別教育 ・能開法による技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 などの技能実習を行った場合に <u>実習経費や実習期間中の賃金の一部を助成</u> 。	・20人以下の中小企業 経費助成： <u>75%</u> 賃金助成： <u>7,600円/日</u> ・上記以外の中小企業 経費助成： <u>35歳未満 70%、35歳以上 45%</u> 賃金助成： <u>6,650円/日</u> ・中小企業以外(女性を対象に技能実習を行った場合のみ) 経費助成： <u>60%</u>
障害者職業能力開発 コース	障害者(求職者)に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合の費用の一部を助成することにより、 <u>障害者の雇用促進と職場定着</u> を図る。	業 種： <u>限定なし</u> 規 模： <u>中小企業、中小企業以外、事業主団体、各種学校法人、社会福祉法人等</u> 対象者： <u>障害者</u>	・障害者職業能力開発 <u>訓練施設等の設置等</u> ・障害者職業能力開発 <u>訓練運営費(人件費、教材費等)</u> に係る費用の一部を助成	・施設等 <u>3/4【上限額：5,000万円、更新の場合は1,000万円】</u> ・運営費 <u>4/5【上限額：1人当たり17万円】</u>